除外率設定業種及び除外率

除外率設定業種	除外率
 ・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。) 	5%
・採石業、砂・砂利・玉石採取業・水運業・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業	10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	15%
・建設業・鉄鋼業・道路貨物運送業・郵便業(信書便事業を含む。)	20%
•港湾運送業	25%
•鉄道業 •医療業 •高等教育機関	30%
・林業(狩猟業を除く。)	35%
•金属鉱業 •児童福祉事業	40%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	45%
•石炭•亜炭鉱業	50%
•道路旅客運送業 •小学校	55%
- 幼稚園 - 幼保連携型認定こども園	60%
・船員等による船舶運航等の事業	80%